



# 鳥取県公報

令和4年3月31日（木）  
号外第24号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 教委訓令 鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令（1）（教育総務課）・・・2

# 教育委員会訓令

## 鳥取県教育委員会訓令第1号

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務処理権限規程（平成22年鳥取県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前					
別表第1（第3条、第4条、第7条、第8条関係）					別表第1（第3条、第4条、第7条、第8条関係）					
1 略					1 略					
2 教育総務課					2 教育総務課					
事項		事務処理権限の区分			事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	次 長				教 育 長	次 長	課 長 等
略					略					
四	職員 の 任用に 関 する 規則 （昭和27 年鳥取県 人事委員 会規則第 11号）に 関する 事務（事務 部局職員 に係るも のに限 る。）				四	職員 の 任用に 関 する 規則 （昭和27 年鳥取県 人事委員 会規則第 11号）に 関する 事務（事務 部局職員 に係るも のに限 る。）				
	1 同規則 第7条の 規定によ る任用候 補者の選 択結果の 通知			○		1 同規則 第4条第 2項の規 定による 任用候補 者の提示 の請求			○	
	2 1に掲 げるもの のほか					2 同規則 第7条の 規定によ る任用候 補者の選 択結果の 通知			○	
	略					3 1及び 2に掲げ るものの ほか				
略					略					
3 略					3 略					
4 小中学校課					4 小中学校課					

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	次長	課長等
一 任免に関する事務	1 地方公務員法第17条の規定による職員（県が任用する市町村立学校の外国語活動支援員に限る。）の任命				○
略					
四 その他の業務に関する事務	1 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第12条の規定による教科用図書採択地区の設定又は変更	○			
	2 県立中学校の設置又は廃止	○			
	3 一から三まで並				

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教育長	次長	課長等
一 任免に関する事務	1 地方公務員法第17条の規定による職員（県が任用する外国語指導助手及び市町村立学校の外国語活動支援員に限る。）の任命				○
略					
四 その他の業務に関する事務	1 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第12条の規定による教科用図書採択地区の設定又は変更	○			
	2 一から三まで及				

	びに1及 び2に掲 げるもの のほか				
略					

5 略

6 高等学校課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	次 長	課 長 等
一 任免に 関する事 務	1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項の規定により設置された学校運営協議会の委員の任免（高等学校に係るものに限る。）			○	
	2 地方公務員法第17条の規定による職員（県が任用する外国語指導助手に限る。）の任命				○
略					

7～9 略

	び1に掲 げるもの のほか				
略					

5 略

6 高等学校課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	次 長	課 長 等
一 任免に 関する事 務	1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項の規定により設置された学校運営協議会の委員の任免（高等学校に係るものに限る。）			○	
略					

7～9 略

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。